

第 24 回 浜田市農業委員会総会会議録

日 時：令和 8 年 1 月 29 日（木）9：30～10：20

場 所：浜田市役所 4 階 講堂 A B C

1 出席委員

【農業委員】(16名)

1 番 中 田 善 喜	2 番 佐々木 京 子	4 番 高 橋 伸 幸	6 番 原 田 義 一
7 番 野 上 省 三	8 番 皆 本 浩 己	9 番 豊 田 知 世	10 番 川 神 昌 暢
11 番 河 上 昭 二	12 番 青 葉 真	13 番 堀 哲 也	14 番 岩 谷 淳 志
15 番 藤 若 裕 香	16 番 三 浦 寿 紀	18 番 玉 田 一	19 番 南 谷 勇

【農地利用最適化推進委員】(16名)

1 番 河 野 恒 弘	1 番 近 重 邦 昭	2 番 永 見 繁 廣	3 番 河 西 堅
4 番 小松原 常 雄	5 番 永 見 昌 之	6 番 道 下 文 男	7 番 領 家 悟
10 番 大 谷 数 義	11 番 長 野 昭 三	12 番 高 橋 久美子	13 番 橋 本 安 延
14 番 田 村 邦 麿	16 番 野 村 明 治	18 番 串 崎 美 之	19 番 大 森 一 利

2 欠席委員

【農業委員】大崎健太、岡本健治、柿元信次

【農地利用最適化推進委員】永見 孔、河崎 健

3 出席職員

【農業委員会事務局】木原事務局長、岡本主任主事、増原事務員

【農林振興課】堂原係長、佐々木主任主事

4 次 第

(1)開会

(2) 報告 農用地利用集積等促進計画について (60 件)

公共事業による廃土処理届出について (2 件)

(3) 議案 議第 1 号 地域計画の変更について

議第 2 号 農業振興地域整備計画の変更について

議第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (2 件)

議第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について (2 件)

議第 5 号 転用統制外証明願について (非農地証明) (4 件)

5 閉 会

議 長	<p>はじめに総会を開催するにあたり、浜田市農業委員会会議規則第4条により、本日の出欠状況等の報告を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>本日、欠席の報告がありました農業委員は、3番 大崎委員、5番 岡本委員、17番 柿元委員、以上3名から欠席の連絡がありました。</p> <p>農業委員の出席は、現在16名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており、総会は成立いたします。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員の欠席は、8番 永見委員、15番 河崎委員、以上2名から欠席の連絡がありました。</p>
議 長	<p>事務局から報告がありましたように、本日の総会は成立しております。ただいまから第24回浜田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>続いて、浜田市農業委員会総会会議規則第15条に規定する議事録署名委員を指名いたします。12番：青葉委員、14番：岩谷委員、よろしく申し上げます。本日の議事が円滑に進行できますよう、委員のみなさまのご協力をよろしく申し上げます。</p> <p>それでは、「次第」の1番目「報告」です。報告は、農用地利用集積等促進計画について、それから、公共事業による廃土処理届出についてです。事務局の説明をお願いいたします。なお、事前質問がありましたら、事務局の説明を併せてお願いします。</p>
事務局	<p>農用地利用集積等促進計画の認可について報告します。「報告」とあります、促進計画の認可の一覧表をご覧ください。</p> <p>農業者の皆さまから申出のありました「利用権設定は、60件、167筆、235,516㎡」となっております。今回は、「令和7年12月26日」に公告された案件になります。</p> <p>事前質問として、9号以下等、ドリームアグリが管理する農地の集積方法、使用貸借・賃貸借が異なる理由は？という質問があり、当該土地の状況・所有者により変わることがあるということでした。また、29号について、法人の実態は？また、賃借料の根拠は？という質問があり、令和6年度の報告書によりますと、農作業受託と報告があり、賃借料の算出根拠は、ハウス1棟あたり、5,000円/月で算出しているとのことでした。それから、31号について、牧場、山林等を「浜田市」が取得した経緯は？という質問があり、これは、H.17.3.17 当時、財団法人しまね農業振興公社から購入し、農業者に貸し付けているものです。</p>

続いて、公共事業による廃土処理届出「3号」について説明します。

場所は、1か所目は旭町都川まちづくりセンターから約1,600m北東の都川2区です。2か所目は旭町都川まちづくりセンターから約900m南西の都川4区です。いずれも都川川の河川掘削土の廃土処分場として、現場からも近く経済的であることから、廃土量約5,740 m³を、この農地に廃土するというものです。また、廃土後は、畑・水田・菖蒲園としての活用を、地権者が希望しておられます。工事期間は、令和8年5月31日までの予定となっております。

公共事業による廃土処理届出「4号」について説明します。

場所は、旭町丸原センターから約600m西南西の御神本になります。これまでも、県・市が廃土していた箇所で、この度は、市農林振興課が和田の林道城山線改良事業のための残土を処分するもので、廃土量は、100 m³、廃土後は、畑として整備し土地所有者に返還するものです。工事期間は、令和9年3月31日までの予定となっております。

事前質問、意見として、「3号」について、届出日 R7.12.10、承諾日 R7.12.15とあるのは、不整合ではとの意見があり、修正後、再提出していただきました。「4号」について、廃土処理後、畑として整備とあるが、作付け品目は？との質問があり、すべて完了後は、果樹を作付けする予定とのことでした。説明は以上です。

議長

皆様方から何かありましたらお願いします。

ないようですので、議案に入ります。議第1号地域計画の変更について及び議第2号農業振興地域整備計画の変更について、農林振興課から説明をお願いします。

農林振興課

議案第1号「地域計画の変更」について、説明させていただきます。

今回の変更につきましては、令和7年5月末に地域計画を変更して以降、未定となっていた農地への耕作者の位置づけ、耕作者の変更、公共工事による計画からの除外など、5件の変更について農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づく意見照会をさせていただくものです。

それぞれの変更理由につきましては、資料のとおりとなっております。必要に応じ本庁・各支所において用意しておりました計画案をご確認いただいていると思いますので、個々の計画案については説明を省略させていただきます。なお、地域計画案の作成についての委員の皆様からの事前質

	<p>問はございませんでした。ご審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>続いて、農業振興地域整備計画変更について説明させていただきます。</p> <p>追加資料①、浜田農業振興地域整備計画変更理由書をご覧ください。まず、「第1 変更の理由」でございます。一般管理分の変更については、農地として、1件 12筆 10,727㎡を編入したいと考えております。次に、「第2 変更計画の概要」でございます。(1)農用地区域からの除外する土地は、今回ございません。(2)農用地区域に含める土地として、田 107.3aとなっております。(3)用途区分を変更する土地については、今回ございません。次に(4)農用地利用計画変更総括表でございます。こちらについては、田 107aの増となっております。続きまして、編入の変更土地調書を記載しております。次に、変更要件確認表において、編入の要件確認内容を記載しております。そのあとには、農用地利用計画の変更案として追加する地番を追加しております。次には、個別の位置図及び写真を添付しておりますので、併せてご確認ください。最後に、土地利用計画図に申請地の位置を示しております。</p> <p>以上、浜田農業振興地域整備計画変更理由書の説明でございます。ご審議会のほどよろしくお願いいたします。説明は以上です。</p>
議 長	議第1号2号について、皆様方から質問等ありましたらお願いします。
道下委員	議案第1号「地域計画の変更」について、もう少しわかりやすく説明をしていただければと思います。
農林振興課	令和7年5月末に地域計画を変更してからその後、耕作者が決まったことなどから面積が変わったなどによる数値の変更があったということになります。
三浦委員	農業振興地域整備計画変更について、地図に地番がなくてわかりにくいので、説明をしていただければと思います。
農林振興課	前回の区域の見直しの時、はずすべきではなかった区域について、「中山間直払」の対象としたいということがあり、それに伴い修正するものでございます。
議 長	それでは、続いて、議第3号 農地法第3条の規定による許可申請は、2件です。事務局から説明をお願いします。なお、事前質問がありましたら、説明を併せてお願いします。
事務局	「26号」について説明します。場所は、国府まちづくりセンター宇野分館

	<p>から約 300m南東の南町内です。申請は、田、面積 1,251 m²です。譲受事由として、これまで農地貸借契約により、長年耕作してきたが、この度、合意解約のうえ、有償で譲り受けることとなったものです。もし、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法の違いによる耕作への支障が出た場合は、当事者間で話し合っ、解決したい、と申請されています。</p> <p>所有権移転後の「農地の利用、労働力、地域との関係」に問題がなく、「農地法第3条第2項の不許可事由に該当しない」と判断しております。</p> <p>「27号」について説明します。場所は、山陰道浜田港ICから約150m西の熱田町1-3町内です。申請は、畑、面積944 m²で、譲受事由として、これまでもこの農地の一部を耕作しておられ、県外在住の間所有者から、有償での所有権移転を受けるもので、住宅周辺の農地を譲り受けるものです。周囲に及ぼす影響はない。万一被害が生じた場合には、譲受人の責任において対処する、と申請されています。</p> <p>所有権移転後の「農地の利用、労働力、地域との関係」に問題がなく、「農地法第3条第2項の不許可事由に該当しない」と判断しております。</p> <p>事前質問はありませんでした。事務局からの説明は以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、担当委員から補足説明をお願いします。「26号」につきまして、「1番 河野委員 または 近重委員」をお願いします。</p>
近重委員	<p>事務局の説明にありましたように、これまで農地貸借契約により、耕作しておられ、問題はないかと思ひます。よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>「27号」につきまして、「2番 佐々木委員 または 永見委員」お願ひします。</p>
佐々木委員	<p>事務局・委員で現地を確認しました。事務局の説明のとおりで、家の近くの農地を耕作しておられるようで、問題はないかと思ひます。よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>その他、皆様方からありましたらお願ひします。</p> <p>ないようですので、採決に入ります。第3条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>～挙手 全員～</p>
議 長	<p>挙手、全員です。承認いたします。続きまして、議第4号 農地法第5条の規定による許可申請は2件です。事務局から説明をお願いします。なお、事前質問がありましたら、説明を併せてお願ひします。</p>

事務局	<p>「18号」について説明します。場所は、長浜小学校から約50m北北東の熱田町10町内です。申請は、畑、199㎡で、転用目的としては、周辺の土地を含めて、宅地造成を行う計画で、有償による所有権移転で、資金証明として、融資証明書が提出されています。宅地内の雨水は地下浸透による。隣地との境には地先ブロック等の土留目を設置する。被害が周辺に及ぶ恐れはないと思われるが、万一被害が生じた場合には、転用事業者の責任において対処する、と申請されています。</p> <p>許可の判断は、第3種農地のため原則許可であり、都市計画法の用途が定められている地域で、農業上の土地利用との調整が調ったものとして、農地法施行規則第44条第3号に該当する農地と判断いたしました。</p> <p>「19号」について説明します。場所は、三隅益田道路の岡見トンネル益田側出入口から約175m西南西の、西の谷町内です。申請は、畑、面積154㎡のうち72.96㎡で、転用目的は、トンネル内での電波状態をよくする目的で携帯基地局の建設に伴い、一時的に工事用資材を置くために、無償での土地利用で、作業のための必要経費については、残高証明を確認しております。一時転用終了後は原形復旧するもので、埋立て土砂が流出し周辺の農地に影響がないように、被害防除対策には万全を期す。雨水は市道側溝に排水するので周囲への影響はない。その他、被害の及ぶ恐れはないと思われるが、万一の場合は関係当事者間で話合いのうえ、責任を持ってこれに対処する、と申請されています。</p> <p>許可の判断は、農地法第5条第2項の不許可の事由に該当しない農地（地域における営農及び集積に影響を及ぼさない）と判断いたしました。</p> <p>事前質問として、18号について、農地パトロールの区分は？との質問があり、農地パトロール時は「保全管理」でした。また、19号について、届出日R8.1.5、承諾日R8.1.8とあるのは、不整合ではとの意見があり、修正後、再提出していただきました。事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>続きまして、担当委員から補足説明をお願いします。「18号」につきまして、「2番 佐々木委員 または 永見委員」をお願いします。</p>
佐々木委員	<p>事務局・委員で現地を確認しました。事務局の説明もありましたが、写真では、原野状態に見えますが、転用ということで、問題はないかと思えます。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>「19号」につきまして、「8番 皆本委員」をお願いします。</p>

皆本委員	先般、事務局と現地を確認しました。工事をする箇所は傾斜がありますが、問題はないかと思えます。よろしくお願ひします。
議 長	その他、皆様方からありましたらお願ひします。 ないようですので、採決に入ります。第5条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願ひします。
委 員	～挙手 全員～
委 員	挙手、全員です。承認といたします。続きまして、議第5号転用統制外証明願（非農地証明願）は4件です。事務局の説明をお願ひします。事務局の説明をお願ひします。なお、事前質問がありましたら、説明を併せてお願ひします。
事務局	<p>「35号」について説明します。場所は、石見まちづくりセンター長沢サブセンター予定地から約425m北西の長沢町1-2町内です。非農地証明の対象農地は、畑、面積225㎡で、年月日不詳から耕作放棄、現況：山林と申請されています。農地区分は、第3種農地です。現地確認の結果、農地利用されておらず、再生は困難で、証明可能と判断しております。</p> <p>「36号」について説明します。場所は、石見まちづくりセンターから約650m東北東の高佐町2町内です。非農地証明の対象農地は、田、面積618㎡で、平成15年月日不詳から耕作放棄、現況：原野と申請されています。農地区分は、第2種農地です。現地確認の結果、農地利用されておらず、再生は困難で、証明可能と判断しております。</p> <p>「37号」について説明します。場所は、山陰道浜田港ICから約200m西の熱田町1-3町内です。非農地証明の対象農地は、畑、面積18㎡で、年月日不詳から耕作放棄、現況：山林と申請されています。農地区分は、第3種農地です。現地確認の結果、農地利用されておらず、再生は困難で、証明可能と判断しております。</p> <p>「38号」について説明します。場所は、国府小学校から約1,450m北東の国分町国分2町内です。非農地証明の対象農地は、畑2筆、合計面積1,782㎡で、平成元年頃から耕作放棄、現況：山林と申請されています。農地区分は、第2種農地です。現地確認の結果、農地利用されておらず、再生は困難で、証明可能と判断しております。</p> <p>事前質問はありませんでした。事務局からの説明は以上です。</p>
議 長	続きまして、担当委員から補足説明をお願ひします。「35号」につきまして、

	「10 番 川神委員 または 大谷委員」お願いします。
川神委員	現地を確認しました。山林の斜面と以前分筆された進入路を含めた農地があったと思われます。残った斜面の部分は、耕作は難しいと思います。よろしくをお願いします。
議 長	「36 号」につきまして、「11 番 河上委員 または 長野委員」お願いします。
長野委員	写真を確認していただくと、原野状態で、耕作をしていくことは難しいと思います。よろしくをお願いします。
議 長	「37 号」につきまして、「2 番 佐々木委員 または 永見委員」お願いします。
佐々木委員	事務局の説明のとおり、現地は狭い山林状態でした。よろしくをお願いします。
議 長	「38 号」につきまして、「1 番 河野委員 または 近重委員」お願いします。
河野委員	事務局の説明のとおり、また、写真も見てくださいとわかるように、再生は困難だと思います。よろしくをお願いします。
議 長	その他、皆様方から何かありましたらお願いします。 ないようですので、採決に入ります。転用統制外証明願・非農地証明願について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。
委 員	～挙手 全員～
議 長	挙手、全員です。承認といたします。 その他、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。 ないようですので、第 2 4 回総会を終了します。

終了 午前 10 時 20 分